



いわない 議会だより

発行 岩内町議会
編集 議会運営委員会
〒045-8555
北海道岩内郡岩内町字高台134-1
☎ 0135-67-7081
FAX 0135-67-7106
メールアドレス
gikai@town.iwanai.lg.jp



10月5日 共同募金街頭運動の様子

2016.11
No.134

第3回定例会報告	P 2～3
一般質問	P 4～12
議会日誌	P 13

第3回 定例会 報告

平成28年度各会計補正予算等を審議する第3回定例会は、9月2日招集され、町長より提案された議案の説明を受けた後、議案審査のため、休会に入りました。
9月12日に再開し、4名の議員により町政各般にわたり一般質問が行われ、引き続き議案の審議を行い、9月15日閉会しました。

審議した案件

議案第1号から議案第5号までの5件は可決、議案第6号から議案第8号までの3件は同意、認定第1号から認定第9号までの9件は認定、意見案第1号から意見案第2号までの2件は可決となりました。

《予算》

○平成28年度一般会計補正予算
公共施設維持修繕・維持補修基金積立金1億円及び岩内協会病院救急医療等事業補助金3千5百万円などを追加補正しました。

○平成28年度国民健康保険特別会計補正予算

国民健康保険システム改修業務委託料約160万円及び国庫支出金超過交付返納金約140万円を追加補正しました。

○平成28年度介護保険特別会計補正予算
介護給付費国庫負担金超過交付返納金約1千3百80万円及び介護保険給付準備基金積立金1千万円を追加補正しました。

《その他》

○財産の取得について
コミュニティバス（小型ノンステップバス）を取得しました。

《条例改正》

○岩内町港湾管理条例の一部を改正する条例設定
港湾区域内の安全確保及び利用秩序の維持を図るため、所要の改正をしました。

《認定》

○平成27年度一般会計歳入歳出決算認定

○平成27年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定

○平成27年度臨海部土地造成事業特別会計歳入歳出決算認定

○平成27年度公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定

○平成27年度介護保険特別会計歳入歳出決算認定

○平成27年度深層水事業特別会計歳入歳出決算認定

○平成27年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定

○平成27年度水道事業会計歳入歳出決算認定

○平成27年度下水道事業会計歳入歳出決算認定

平成27年度各会計歳入歳出決算を認定しました。

《人事》

○教育委員会委員の任命同意
井筒清美氏・福嶋尚之氏の任命に同意しました。

○固定資産評価審査委員会委員の選任同意
工藤祐之氏の選任に同意しました。

議会だより133号の佐藤英行議員の質問で、地方消費税交付金平成28年度予算で、32億6千万円と記載しておりましたが、3億2千6百万円の誤りでした。

教育委員会委員に 井筒清美氏、福嶋尚之氏 固定資産評価審査委員会委員に 工藤祐之氏 決まる！

審議した意見書

○林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書……可決

○子どもの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置の廃止を求める意見書……可決

意見書を関係省庁に送付しました。



林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書

北海道の森林は全国の森林面積の約4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、「植えて育てて、伐つて使って、また植える」といった森林資源の循環利用を進める必要があります。

また、森林の整備を進め、木材を積極的に利用して林業・木材産業の成長産業化を図ることは、山村地域を中心とする雇用・所得の拡大による地方創生にも大きく貢献するものであります。

このような中、北海道では、森林の公益的機能の維持増進や森林資源の循環利用の実現に向け、森林整備事業及び治山事業や次世代林業基盤づくり交付金等を活用し、植林・間伐や路網の整備、山地災害の防止、木造公共施設の整備など、さまざまな取り組みを進めてきたところであります。

今後、人工林資源が本格的な利用期を迎える中、こうした取り組みをさらに加速し、地域の特性に応じた森林の整備・保全を着実に進めるとともに、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化を実現するための施策の充実・強化を図ることが必要であります。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望いたします。

1. 「森林環境税（仮称）」等を早期に創設し、森林の整備や木質バイオマスの有効利用など、森林吸収源対策を推進すること。

2. 森林の多面的機能を持続的に発揮し、林業・木材産業の振興と山村における雇用の安定化を図るため、森林整備事業及び治山事業の財源を十分かつ安定的に確保すること。

3. 森林資源の循環利用を通じて林業・木材産業の成長産業化を実現するため、地域の実情を十分に踏まえ、森林整備から木材の加工・流通、利用までの一体的な取り組みに対する支援措置を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を出いたします。

平成28年9月15日

衆議院議長 参議院議長
内閣総理大臣 財務大臣
総務大臣 文部科学大臣
農林水産大臣 経済産業大臣 殿
国土交通大臣 環境大臣
復興大臣

岩内町議会 議長 永井 明

子どもの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置の廃止を求める意見書

少子化対策として子育て世代の負担軽減を図り、子どもの疾病の早期診断、治療を目的に、全国すべて都道府県が地方単位の子ども医療費助成を実施するに至り、近年では中学生まで、さらには高校生までを助成対象にする市町村まで生まれています。

一方、国はこのような地方自治体の現物給付方式の医療費助成の取り組みに対して、医療費の波及増部分は実施自治体が負担すべきものとして、本来国が負担すべき国民健康保険国庫負担金などの減額措置を講じています。

いま、国は少子化に伴う人口減少問題に全力で取り組みとしています。

しかし、こうした減額調整措置を行うことは、地方自治体による少子化対策に逆行するものと言わざるを得ません。

少子高齢化が進展する地域においては、地域そのものが存在できるかどうか危ぶまれる重大な岐路に立たされています。

このような危機的状況を打破するためにも、若い世代が安心して結婚、子育てできる環境整備が不可欠であり、子育てに係る負担を軽減するなど、少子化対策を抜本的に強化する必要があります。

国においては、すべての子どもを対象とする国による医療費助成が制度化されるまでの間、地方自治体が行う子どもの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置を廃止するよう強く要望するものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を出いたします。

平成28年9月15日

衆議院議長 参議院議長
内閣総理大臣 財務大臣
総務大臣 厚生労働大臣
内閣官房長官 経済再生担当大臣

岩内町議会 議長 永井 明

一般質問 (要約)

9月12日、13日 4名の議員による一般質問が行われました。

谷口雅史議員 (公明党)

高齢者ドライバーの事故防止について



■質問■

1. 近年高齢者ドライバーが増えている。
75歳以上のドライバーによる死亡事故のうち、認知機能の衰えなど「認知症」が疑われる事故は約4割を占めている。
高齢化社会が進むにつれ、増えつつあるお年寄りによる交通事故をなくすために、運転免許証の自主返納制度がある。
これの対策については、高齢者ドライバーの事故防止につながると思われるが、町長の考えは。
 2. 町の65歳以上の自動車免許保有者数は。
 3. 最近の認知症が原因と思われる交通事故は。
 4. 自主返納された方は。
 5. 町の高齢者で自主返納された方に対しての特典は。
 6. 特典がなければ作る予定は。
 7. 自主返納された方に地域公共交通での特典の活用は。
- この対策の一つとして、自動車運転免許証の自主返納制度もあるが、公共交通機関が少ない地域では、車が生活に欠かせない、更に車の運転を生きがいとしている方や、自動車運転免許証を身分証明書として利用している方も多いのが現状である。
- この対策の一つとして、自動車運転免許証の返納については、移動手段の確保や運転経歴証明書の交付、事故防止に向けた環境整備などを総合的に検討する必要があるものと認識している。
- この対策の一つとして、自動車運転免許証の返納については、移動手段の確保や運転経歴証明書の交付、事故防止に向けた環境整備などを総合的に検討する必要があるものと認識している。

許保有者数全体の約23%を占めている。

3. 交通事故の発生原因は、安全不確認、わき見運転など事故の直接的な原因が調査されるため、認知症によるものは判断されていない。

4. 町での自動車運転免許証の自主返納者は、平成25年度6人、平成26年度6人、平成27年度15人となっている。

5. 6. 7. 自主返納者への特典は、現在、実施していないが、高齢化が進む本町でも、自主返納制度は交通安全対策で有効だと認識しており、10月より本格運行するコミュニティバスの特典も含め、町民サービス全体の中で公平な特典制度の導入について、関係機関と協議をしていく。



大田 勤 議員（日本共産党議員団）

住民被ばく前提の住民

避難計画・泊発電所原子力

防災計画について

■質問■

1. 本部長は住民避難の判断を科学的知見や指導・助言をもとに住民の安全を考え避難までの手順を考慮し、自らの判断で行わないのか。

2. 計画の修正は、SPEEDIは必要ないという判断か。

3. 放射性物質による汚染状況調査など科学的知見は避難には欠かせない判断となるものだがなぜこの手順を削除するのか。

4. 「実測モニタリング結果を住民防護の判断」とは住民がいったん被ばくしてからでない避難や退避ができないこ

とになり住民防護ではなく住民被ばくの防災計画ではないのか。

5. 本部長は自らの判断ではなく、国の指示待ちで住民避難を余儀なくされ、住民の安全が守れなくなるのではないのか。

6. 計画編での防護対策の一部削除は、SPEEDIの活用部分を削除するためのものであつて、住民防護を避難住民の立場に立って進めるための修正ではないと思つたか。

7. 町における5キロ圏の住民も暴風雪警報の発令では屋内退避の対象になるのか。

避難場所は何処を指すのか。

8. 要配慮者の想定人数、要配慮者を支える要員数、収容人員は何名を想定しているのか。

9. 住民が暴風雪で一時避難ができなく、屋内退避を余儀なくされた場合の対象地区の住民はどうなるのか。

10. 安定ヨウ素剤の効果を生かすためには事前配布を町として実施することが必要ではないのか。

11. 住民の安全・安心は原発の再稼働を認めず廃炉にすることは考えられないのか。

■町長■

1. 住民避難の判断は、緊急時モニタリング結果や、放射性物質の汚染状況調査に基づき、専門家の意見などを参考に、国において、必要な措置の判断がなされる。

2. 平成27年4月の原子力災害対策指針の改正で、SPEEDIの活用が削除され、泊発電所周辺地域原子力防災計画でも同様の修正をした。SPEEDIの活用は、現在、国において、情報提供のあり方などが検討されているが、町としては、活用できる部分は活用すべきと考えており、その結果を注視していく。

3. 住民避難の判断には、科学的知見が必要であり、空間放射線量率のモニタリングや、飲料水の測定・分析により汚染状況を把握し、必要な措置を講じることとしている。

4. 原子力防災計画では、避難や退避により被ばくの低減を図るため必要な防護対策を講じることとしている。



5. 住民避難等に際し、国においては、電力事業者や各防災関係機関からあらゆる情報が集められ、専門的・科学的な知見に基づき防護措置の指示が出されるため、住民の安全が確保されると考えている。

6. 原子力防災計画の計画編の修正で、一部削除された部分に、SPEEDIに関する事項は含まれておらず、表現の修正であり、住民防護として実施する内容自体の変更ではない。

7. 5キロ圏は、大浜地区の新港工業団地内の3事業所で暴風雪警報発令時は、天候が回復するまで、事業所で屋内退避を実施し、回復後に、自宅への帰宅や、人材開発センターへの退避をする。

8. 支援が必要とされる在宅の要配慮者数は、平成28年6月30日現在1,535人で、要配慮者を支える要員数は、状

況

況に応じ、各施設に必要な要員を配備する。

岩内西小学校は413人、あけぼの学園は130人を想定しており、今年度の事業実施などでも、一定程度の収容人員が確保される。

9. 暴風雪時は、天候が回復するまで自宅などでの屋内退避を優先し、天候が回復した後に、自家用車による避難、又はバス集合場所への移動を実施する。

10. 安定ヨウ素剤の配布は、北海道と岩内町を含むUPZ圏内の11町村での協議を踏まえ、現時点では、集合場所での配布を基本とし、集合場所での配布ができなかった方は、避難退域時検査場所

11. 原子力発電所の廃炉については、国におけるエネルギー政策上の位置づけなども踏まえながら、国及び電力事業者において判断すべきものと考えている。

国の社会保障予算抑制

路線のもと、町の施策の

方向性について

■質問■

1. 後期高齢者医療制度における、八・五割軽減、九割軽減、また健保の被扶養者だった九割軽減の方の保険料はそれぞれ何倍になるか。
また何人の方が負担増になるか。

2. 後期高齢者の医療費1割負担が2割の負担増になることへの施策は考えているか。

3. 介護保険の「要支援1・2」と「要介護1・2」を合わせた何%になるか。

4. 要支援1・2、要介護1・2の認定者から保険給付を取り上げる国の方針に対し、町は町民のためにどのような施策を立てるのか。

■町長■

1. 「八・五割軽減」の方は2倍に、「九割軽減」の方は3倍に、「被用者保険の被扶養者であった者の九割軽減」の方は、後期高齢者医療制度に移行して2年以内の方は5倍に、3年目以降は10倍になる。

負担増になる人数は、平成28年度の状況で、「八・五割軽減」の方は619人、「九割軽減」の方は639人、「被用者保険の被扶養者であった者の九割軽減」の方は229人である。

2. 厚生労働省の社会保障審議会において審議が開始されており、平成30年度までに結論を得るとの行程が示されている。審議では、世代間での負担の公平を図り、負担能力に応じた負担を求

める意見がある一方、後期高齢者の受療傾向や、収入に対する自己負担の割合などを踏まえ、低所得者への配慮を求めると慎重な意見もある。

本制度は全国一律の制度であることや、保険者は北海道後期高齢者医療広域連合であることから、現状、町独自施策の実施は難しいと判断している。

3. 「要支援1・2」と「要介護1・2」の人数の割合は、平成28年7月末現在、合わせて約68%である。

4. 国は、平成30年度の制度改革に向け審議会等において検討し、年末までに結論を得て、必要な措置を講ずるとしている。軽度者支援の在り方

については、介護保険の理念を基本とした上で、要支援・要介護認定者の増加に伴う給付の伸びや、公的保険給付の範囲や内容の検討、保険料の上昇を抑制する観点も必要と考える。

町としては、利用者の自立支援、状態悪化の防止、介護者の負担軽減等が十分に図られるよう、関係機関との連携に一層努め、また、新たに導入

する地域支援事業の各種施策を中心しながら、現在、町独自に実施する事業を含め、サービス基盤整備の充実に取り組む。

子どもの医療費助成を

行う自治体に国庫負担

の減額措置(ペナルティ)の廃止を

■質問■

1. 子ども医療費助成を行う自治体へのペナルティ廃止は今どのように推移しているのか。

2. 町の国民健康保険への国庫補助の削減などでペナルティはあるのか。

ペナルティは医療費助成だけではなく国保料の収納率や町民特定健診受診率なども含まれるのか。

3. 町としても2017年度予算からの確実な

ペナルティ廃止、子ども医療費の無料化を国の制度とすることなど国に要請するべきと思うが。

4. 少子化対策や子どもの貧困対策の強化、子育て世代の応援を自治体の単独事業の拡充などで進めるべきと思うが。

■町長■

1. 厚生労働省の「子どもの医療制度の在り方等に関する検討会」での取りまとめを踏まえ、社会保障審議会で議論が進められている。平成29年

度からの減額調整措置の廃止を主張する意見がある一方、医療費の増加を懸念する意見もあり賛否両論の状況。年末までに結論を得るものと認識している。

2. 療養給付費等負担金及び調整交付金の減額調整措置が講じられている。保険税の収納率や特定健康診査の受診率に関する調整は、本町では含まれていない。

3. 減額調整措置の廃止と、国庫負担による子ども医療費助成の全国一律の制度化については、国に要請すべき事項であると認識しており、平成28年度及び平成29年度の政府予算に対する要望事項として関係団体等を通じて、要請している。

4. 町は、本年3月に「岩内町総合戦略」を策定し、基本目標として「子育て支援の充実」を掲げ、子育て世帯の負担軽減などの支援強化に関する具体的な施策を取りまとめ

た。実施にあたっては、財源確保も必要なことから、他分野の施策との優先性を勘案し、計画期間

就学援助・小中学校

入学準備金の支給時期を

入学前に

■質問■

1. 通知を受けて担当部局では適切な運用、きめ細やかな取組みなど就学援助の活用・充実をどのように図っているのか。

2. 小学生、中学生の就学援助申し込み状況と各小中学生の割合は。

3. 平成19年度と平成28年度を比較して、どのように推移しているのか。

また、町としてはどのように考え、対策を講じてきているのか。

4. 今年度の小学生、中学生の新入学児童生徒の就学援助申し込み状況

である平成31年度までに事業が実施できるよう取り進めていきたいと考えている。

は。

5. 新入学児童へ早期支給を対応していることと思うが、入学前に支給できない現在の問題はどこにあるのか。

6. 小学6年生で就学援助を受給した世帯も中学・新入学以降に入学準備金が支給されたのか。

7. 援助を必要とする時期に速やかに支給をというのが「通知」の趣旨ではないのか。

8. 国に対し、新入学学用品費等の就学援助の補助金単価を実態に見合

うように抜本的な引上げを行うよう要求することにも、入学前の2月～3月に支給するように取組むことが、「子供の貧困対策に関する大綱」の策定に、また就学援助世帯の希望にこたえる方策ではないか。

■教育長■

1. これまでも支援を必要とする保護者の立場に立ち、援助項目の増設や援助比率の引上げ、就学相談の実施、早期支給と保護者の申請手続きの軽減を図るなど、制度の活用・充実を図っている。

2. 平成28年5月1日現在で、要保護児童生徒数は65名で7.63%、準要保護児童生徒数は176名で20.6%。

3. 全児童生徒に占める割合の比較は、要保護児童生徒数で約3ポイントの減、準要保護児童生徒数で約5ポイントの増、全体で約2ポイントの増と推移している。

就学援助制度を必要と

する保護者の割合は高い数値と認識しており、援助を必要とする保護者に対して、必要な対策を実施している。

4. 新入学児童生徒の認定状況は、小学校では要保護児童4名、準要保護児童9名で合計13名、中学校では要保護生徒8名、準要保護生徒18名で合計26名。

5. 就学援助の認定は、前年又は当年度分の世帯全体の総所得金額の確認が必要であり、現行は、申請者から同意を受け、教育委員会が税務課に照会し、認定している。

こうした中、入学前に支給するためには、世帯全員の所得を確認する書類などを申請者から直接徴収することとなり、時間的な制約とともに、書類を準備する申請者の負担や受付事務の負担、提出漏れなどによる修正、そのほか、小学校卒業後に町外へ転出した場合の対応方法などが問題となる。

6. 申請があり認定された世帯には、新入学学用品扶助費を支給している。

7. 児童生徒の教育機会の均等を保障し、義務教育の円滑な実施に努めるとした国の取組を理解し、適切な判断と対応を行うものである。

8. 就学援助制度は法律等に準じ設定した要綱の規定により実施し、援助額は国の補助限度額と同等又は同等以上に設定しているため、現時点で国への要望は考えていない。

また、入学前に新入学扶助費を支給するためには、種々の問題点が考えられるため、それらを整理する中で、実施に向けて検討する。

金 沢 志津夫 議員（新政クラブ）

平成28年度予算の進捗状況について



■質 問■

平成28年度予算が編成され半年が経過しようとしているが、新規事業も含めた取組みの進捗状況などについて。

1. 空き店舗活用支援事業の具体的な取組みは。

2. ニセコ山系観光連携促進事業の印刷製本などの製作業と今後の取組みは。

また、観光客の受入れ態勢と道の駅周辺の整備の町の対応と現状認識は。

3. 移住定住促進事業でパンフレットを作製し、各所に配布するとなつているが、進捗状況と今後の事業の進め方は。

4. 総合戦略推進事業の効果検証は。

新たな機構組織も含め、どのように進めるのか。

5. ふるさと納税推進事業の具体的な内訳と事業の効果は。

6. 町長は4期目の公約で、漁業中心の産業活性化で雇を増やすと地方創生に意欲を示したが、なまこ種苗生産試験事業以外は目立った施策がなく、漁業の振興には更なる対策が必要と考えるが所見を。

7. 再生可能エネルギーの推進事業の洋上風力発電の取組みは。また、現状と今後の見通しは。

8. パークゴルフ場の増設の計画と財源、予算規模は。

■町 長■

1. 本事業は、市街地商店街の空き店舗の解消と賑わいある商店街づくりを推進するため、空き店舗を活用して事業を行う事業者などに対し、店舗の家賃や改修費の一部を補助する制度で、本年4月から新たに創設した。

これまでの取り組みは、町のホームページや広報紙により町内外へ情報発信、商工会議所や各商店街・通りにチラシを配布するなど、事業者や空き店舗所有者への周知を行っている。また、町へ問合せのあったものに関しては、出店者の希望を伺いなが

ら各商店街や通りに紹介し、空き店舗所有者との仲介をしてもらうなど、円滑な周旋に努め、本制度を活用して頂けるよう取り組んでいる。

2. ニセコ山系観光連携協議会が発行する「ニセコエクスプレス」の製作業については、現在、事務局を務めるニセコ町が中心となり、各町の観光スポットや新たなイベント情報、広域周遊ルートなどの掲載について調整を行い、発行に向けた準備を進めている。

今後の取組みは、北海道新幹線しりべし協働会議による「北海道新幹線開業PRキャラバン隊」に参加し、北関東圏や東北地方での観光客誘致促進キャンペーンを実施する予定となっている。

観光客の受入れ態勢については、観光協会と連携を図りながら、道の駅スタッフの接遇の向上や観光ボランティアガイドの育成、外国人観光客への対応など、ホスピタリティの向上に向けた受入態勢の整備に取り組んでいる。

道の駅周辺の整備については、たら丸館の道の駅としての機能を強化するため、地場産品のPRや販売スペースの拡充、マリンプラザ交番前に駐車場を増設するなどの対応を行ってきた。

今後も観光協会や商工会議所などの関係団体及び地域住民と定期的な勉強会や意見交換の機会を設け、道の駅周辺の整備のあり方について検討を重ねていく。

3. 移住定住促進パンフレットは、本年度の新規事業として3千部を作成する予定で、進捗状況としては、パンフレットの原稿となる版下データの作成を、本年10月末までの期間として、札幌の業者と委託業務契約を締結し、現在は、町内に在住する移住者へのインタビュー作業などを進めている。

また、印刷製本については、地元業者での受託が可能であり、データ作成業務が完了し、成果品が納入されたのち、地元業者の中から受託者を選定したうえで、印刷製本業務の発注を予定しており、移住定住の促進に効果的で、質の高いパンフレットの完成を目指す。次に、今後の事業の進め方は、移住促進パンフ

レットは町の魅力をアピールする重要なツールの一つであることから、首都圏などで開催される移住に関する説明会や、移住に關する説明会や、移住総合案内所への配布、更には町内の事業所と連携し、道外で開催される職員募集の企業説明会での移住PRのツールとして、岩内町の魅力を多面的に発信していく。

4. 総合戦略については、町民のニーズなどを把握するため3種類のアンケート調査を実施し、その結果を踏まえ「岩内町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会」において、地域の特色や地域資源を活かした施策などを検証し、平成27年度から平成31年度までの5年間を計画期間とする「岩内町総合戦略」を本年3月に策定した。

今年度の総合戦略推進事業の予算については、総合戦略推進委員会の開催に係る経費を計上しており、総合戦略の効果検証については、その妥当性・客観性・透明性を担

保するため、行政だけではなく、産業・官庁・教育・金融・労働の各関係機関と地域住民で構成される「総合戦略推進委員会」のなかで、各事業の妥当性、重要業績評価指標である目標数値の確認など、事業の効果を検証し、必要に応じて総合戦略を改訂するという、一連のプロセスを実行することとしており、本年度の効果検証は、事業年度終了後に実施する予定である。

また、事業の進め方については、役場庁舎内の特別職、部長職で構成する「岩内町地方創生推進本部」において、各事業の業務量や進捗よく状況の確認体制を構築しており、その体制の中で、新たな地方創生関連事業の情報提供や、総合戦略を確実に進める財源を確保するため、地方創生関連交付金や各省庁の補助事業などに関する情報を共有し、各部が連携して、総合戦略の4つの基本目標で掲げた重要業績指標を達成するよう、各事業

を進めていくこととして

いる。

5. 平成28年度予算は、委託料やホームページ掲載手数料等、689万9千円を計上している。

現時点において、1,000件を超える寄附をいただいている。

今後も、寄附者に対して使い道や町の情報を発信していく、人と人との繋がりを大切にしていくことが、町内の産業に新たな経済環流を生むものと考えている。

6. これまで多くの漁業振興対策を実施してきたおり、更なる漁業振興対策についても、これまでも同様、漁協と協議・調整を重ねながら取り進めたい。

7. 再生可能エネルギーの推進については、平成25年度から平成27年度までの3年間、「再生可能エネルギー導入調査事業」として、洋上風力発電施設の先進地調査を

実施してきた。

今年度、先進地調査は行わないが、昨年度に引き続き北海道が開催する洋上風力発電セミナーや再生可能エネルギーに関する会議等に担当職員が出席し、風力発電に関する情報収集等を行っている。

また、昨年度北海道の事業である「洋上風力発電理解促進事業」で、岩内町をモデル地区として「洋上風力発電ゾーンニング整備実証事業」が実施され、町内の漁業、農業、商工業、観光の各分野の代表や大学の専門家などからなる協議会を設立し意見交換を行いながら、当地域の洋上と陸上における風力発電の適地を色分けした図面の作成や、風力発電による地域振興策を検討したところである。

この事業結果については、町のホームページにおいて情報発信しているが、町のこれまでの取り組みに関心を持った民間事業者からの問い合わせが数件あり、そのうちの

2社が風力発電事業を展開するうえで必要な風向や風速などを計測するための風況調査を、町内3箇所で行っている。

風況調査は約2年間行われ、計測結果に基づき、当地域への事業進出が判断されるとのことであり、将来的な風力発電施設の建設が期待される場所である。

いずれにしても、引き続き、国や北海道などの情報収集を行うほか、民間事業者による当地域への風力発電事業の進出について、積極的に連携協力をしながら、再生可能エネルギーの推進が図られるよう取り組んでいく。

早期供用開始に向けて、平成29年度において、用地確定測量、実施設計に係る予算計上について、財源の確保を含め関係部局と協議を進めていく。

■教育長■

8. 今後の事業計画は、引き続き、用地確定測量、実施設計をおこなったのち、造成工事の実施など、複数年を予定しており、予算規模としては、実施設計段階において、コース造成以外の付帯設備に係る必要性も検討し、事業費全体の総額を判断していく。

早期供用開始に向けて、平成29年度において、用地確定測量、実施設計に係る予算計上について、財源の確保を含め関係部局と協議を進めていく。



栗林英之議員（志政クラブ）

円山地区の今後の整備について



■質問■

1. アリスの里、あけぼの学園に通じる道は、1本しかなく、橋が災害などで寸断されると、暮らす人々は孤立する。別ルートへの道路整備が必要と考えるが、見解を。

2. パークゴルフ場は、増設に向けた測量調査も行ったと聞いています。

増設により全道的な大会が可能になり、さらなる経済効果が見込まれることから増設予定は。

3. 円山地区の観光資源の核である温泉は重要なものである。

しかし、安定供給ができるのか不安要素もある。新たなボーリング計画は。

温泉熱利用のバイナリー発電の検討は。

4. 円山地区から通ずる二七コバラマラインは、冬期間の閉鎖など避難ルートとしては大きな課題がある。

岩内山から蘭越などに抜けるトンネルについて国に強く要望することが必要と思つが、見解を。

5. 岩内町森林公園は、散策コースがあり、隠れた観光スポットや町民の憩いの場になつていく。

しかし、知られていないという課題もある。円山展望台などもあるが、連携していない。

この公園などを広く知ってもらうためにもイベントや散策マップによる連携が重要と思つ

が、展望は。

■町長■

1. 災害発生に備え、避難経路が複数あることが望ましいが、現地の地形や道路事業費の財源確保などの課題も多いため、町全体の道路整備計画の中で、検討を要するエリアと考えている。

3. 円山地区の温泉は、現段階においては当分の間、新たなボーリング計画について予定していない。円山地区の観光振興において温泉は重要な地域資源であり、今後

も源泉の適切な維持管理により安定供給に努めていく。

次に、温泉熱を利用したバイナリー発電については、発電規模にもよりますが、本町が有してい

る温泉の温度では、採算性のあるバイナリー発電の実現は低いものと考えている。

4. 道道岩内洞爺線通称パノラマラインは、災害時における住民の避難路としての機能を持つ重要な道路であることから、一年を通じ走行可能な道路として、また、避難時の渋滞緩和のため複数の避難道路の確保が必要との認識に立ち、道内有数の豪雪地帯を地域住民が安心して通行できるように、蘭越方面へのトンネル化による別線整備について、北海道が開催する社会資本整備推進会議や後志総合開発期成会

を通じて、北海道や国等へ要望しており、今後においても、引き続き取り組みでいく。

その用途や魅力が伝わっていない施設もあることから、これまで以上に各所管及び民間施設との連

5. 岩内町森林公園は、とりわけ展望広場からの眺望はすばらしく、今後は、四季折々の表情とあわせ、ホームページ等で広く周知するとともに、町内の児童や生徒を対象に行われている自然、植物、生き物の体験学習機会などを積極的に支援しながら、利用者の裾野を広げたいと考えている。

また、円山地区の施設の連携と今後の展望については、円山地区には、オートキャンプ場やパークゴルフ場、スキー場、温泉施設、美術館、別荘地などが整備されている。

しかし、施設の中には、その用途や魅力が伝わっていない施設もあることから、これまで以上に各所管及び民間施設との連

携や情報の共有を図りながら、観光客や町内外の方々に分かりやすい情報発信を行っていく。

■教育長■

2. パークゴルフ場は、円山地区における観光施設の一つとして、周辺の旅館業との相互利用など、経済的な効果を大きいと認識している。今後の事業計画は、早期供用開始に向け、平成29年度において、用地確定測量、実施設計に係る予算計上について、関係部局と協議を進めていく。

また、円山地区の施設の連携と今後の展望については、円山地区には、オートキャンプ場やパークゴルフ場、スキー場、温泉施設、美術館、別荘地などが整備されている。

しかし、施設の中には、その用途や魅力が伝わっていない施設もあることから、これまで以上に各所管及び民間施設との連

岩内町地域交流センター

(旧中央小学校)の

活用について

活用できるよう努めていく。

■質問■

交流センターは、2階、3階に空室が目立つ、計画では、文化芸術活動もあるが、文化センターなどと重複し、分散するだけになると感じる。

足寄町は、生活支援長屋という退院後などの在宅生活に不安を感じている方を一時的に受け入れ、住み慣れた生活ができるよう支援する施設がある。

1. 足寄町のように柔軟な使い方ができる福祉施設を設ける事はできないか。

2. 障がい者や高齢者の一時避難所としても考えるが、見解を。

よって、現状の施設の範囲内で子どもたちや障がい者、高齢者の皆さんが多く集い、交流の場となるよう、関係団体と協議を重ね、より一層有効

中心市街地(商店街)の

活性化について

変期待している。

町の顔である中心市街地は、再生をしなければ、無くなる時が来ている。

■質問■

1. 中心市街地の再生は、中心市街地再整備協議会を立ち上げ、基本計画やビジョンを明確にする必要があると思うが、見解を。

2. 基本計画は内閣総理大臣の認定制度であり、中心市街地活性化基本計画を市町村が作成し、活性化協議会が基本計画への意見を出し、集約、認定、申請となる。

そのための、この分野に精通した職員の配置や外部からの専門的な意見も重要なことから、各種団体との勉強会も必要と考えるが、見解を。

3. 今年度、空き店舗活用支援事業補助金を創設され、街中活性化に大

4月から何件の問合せや申請があったのか。

また、その問題点と改善策は。

■町長■

1. 2. 中心市街地活性化基本計画は、地域全体の居住環境の向上、医療・福祉や地域公共交通の充実さらには、農業、水産業など、町全体の活力向上を図るための各施策と密接に連携して取り組むもので、都市計画における効果的な事業、たと認識しており、今後この制度の動向を注視していく。

また、個々の事業や計画に着手する際には、各種団体を交えた地域住民との協議会を立ち上げ、町民の意見を幅広く募っている。各種の取り組みを効果的に実施するには、まちづくりの人材育成は重要であり、国や関係機関が行う講習会などに積極的に参加するなど、個々のスキルアップを図るとともに、勉強会などの取り組みについても、他市町村の事例を参考にしながら検討する。

3. 8月末時点で6件の問合せがあったが、空き店舗所有者と賃貸借に関する条件面などで折り合いがつかなかったことなどにより、申請には至っていない状況である。問題点や改善策については、今後も当事者や関係団体などからのご意見や、先行自治体の取り組みなどを参考にしながら検証したいと考えているが、空き店舗に関する情報が少ないことなど重要因として考えられることから、出店希望者に対し、迅速に空き店舗情報の提供が可能となるよう、「空き店舗情報の集約」や「情報提供の方法」などについて、商工会議所や各商店街・通り会などと検討したいと考えている。

地域ポイント制度

いいわない

■質問■

近年、地域ポイント制度を導入する地方自治体が広がっている。

地方自治体が取り組んでいる地域ポイント制度は、①介護支援②健康促進・長寿支援③環境保全・省エネルギー④地元産品購入促進⑤社会活動・市民活動支援の5つにポイントを付与するもの。

寿都町は、ボランティア活動に参加した方々に地域貢献ポイントを付与し、蘭越町は、健康診断などを受けた際にポイントを付与している。

地域ポイント制度を岩内町でも導入し、たら丸ポイントと連携し、ボランティア活動や健康づくりの促進などに活用することはできないか。

■町長■

地域ポイント制度は、住民活動に対して新たな価値を付加し流通させることにより、参加機会や新たな人材を掘り起こし、継続的な住民活動への支援、活動のやりがいや楽しみなどを創出するための1つの方策であると認識している。

町としては、制度の導入によりボランティア活動への参加者の増加や健康診断の受診率の向上、ポイント付与による商店街の活性化に寄与しているかなど、先行自治体の状況を把握しながら、地域ポイント制度導入の可能性について検討したいと考えている。

次に、いわないポイントカード会が実施している「たら丸カード」と連携したコミュニティバスの回数券との交換については、回数券を導入する際にはいわないポイント

カード会とも調整しながら前向きに検討する。

また、満点カードを町の施設の使用料や入場料などにも使える仕組みにすることについては、町の施設の使用料や納入方法などは、それぞれ条例や規則で規定していることから、こうした法令を遵守した中で、満点カードを活用できる方法があれば、その仕組み作りについて検討したいと考えている。



コミュニティバス(ノッタライン)

議 会 日 誌

8月 4日	岩内町戦没者追悼式
6日～ 7日	第44回いわない怒濤まつり開祭式
20日	共和町かかし祭開祭式
22日	原子力発電所問題特別委員会
23日	議会広報研修会（札幌市）
24日	後志町村議会議員研修会（仁木町）
25日	社会文教委員会
26日	建設産業委員会
29日	総務委員会
30日	議会運営委員会
9月 2日	第3回定例会招集、決算特別委員会招集
4日	第22回岩内・寿都地方消防組合連合演習
5日～ 6日	決算特別委員会
9日	自由民主党北海道第四選挙区支部移動政調会（京極町）
10日	第68回岩内町敬老会
12日～15日	第3回定例会
13日	愛知県議会議員行政視察
15日	議員定数問題協議会
16日	第16回岩内町老人クラブ大会
20日	建設産業委員会
25日	岩内消防団秋季消防演習
30日	岩宇町村議会議員講演会（共和町）
10月 1日	いわない循環バス運行開始セレモニー
3日	議会活性化委員会
5日	共同募金運動





議会を傍聴してみませんか。

議会開会については、当日の朝の防災行政無線でお知らせします。
手続きは、受付名簿に名前・住所・年齢を記入するだけです。

編集後記

「議会だより134号」をお届けいたします。
第3回定例会での一般質問を中心に編集しました。

ぜひご覧になって、町の方針や議会活動もご理解願いたいと思います。

なお、議会だよりでは、一般質問を要約してお届けしています。議会の一部よりお伝えすることができませんので、町政を一層ご理解いただくため、町議会を傍聴ください。

会議の内容は、会議録に詳細に記録されておりますので、ご覧になりたい方は議会事務局へお問い合わせください。

なお、町ホームページ内の議会のページに、代表質問の全文を掲載しておりますので、ぜひご覧ください。

また、議会だよりに対するご意見ご要望等がありましたら、議会事務局までぜひお聞かせください。お待ちしております。

(議会運営委員会)